

(趣旨)

第1条 この要綱は、地場産業の振興及び葺(かわら)街なみ景観形成の促進を図るため、市民が淡路瓦を用いた新築住宅を取得し、又は震災、風水害その他の災害の保全を図るために所有する既存住宅の屋根瓦の葺替工事をした場合に、予算の範囲内において、淡路瓦使用屋根工事奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、淡路市補助金交付規則(平成17年淡路市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 淡路瓦 淡路島内の事業者が生産した瓦をいう。
- (2) 住宅 自ら居住するための市内の住宅(店舗等併用住宅を含む。)をいう。ただし、店舗等併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限る。
- (3) 屋根工事 日本建築学会建築工事標準仕様に定められた屋根工事に示された例により施工されるものをいう。
- (4) 住宅損害保険 震災、風水害その他の自然災害に対応した保険をいう。

(対象者等)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす新築住宅を建築し、又は購入した者若しくは所有する既存住宅の屋根瓦の葺替工事をした者とする。

- (1) 葺(かわら)街なみ景観形成に寄与すると認められる住宅。ただし、当該住宅を施工した業者が市内に住所を有していない場合にあつては、市内の事業者が生産した瓦を使用しているものに限る。
- (2) 屋根の主たる部分(屋根面積の2分の1以上)に淡路瓦を使用した住宅
- (3) 住宅損害保険に加入している住宅

2 前項の規定にかかわらず、対象者の属する世帯に属する者が市税を滞納しているときは、奨励金を交付しない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、淡路瓦使用屋根工事奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、新築住宅が完成し、又は購入した日若しくは所有する既存住宅の屋根瓦の葺替工事が完了した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 屋根面積が分かる平面図及び立面図又は屋根伏図
- (3) 工事費見積書又は領収書の写し(屋根又は瓦工事費用の分かるもの)
- (4) 住宅損害保険加入証明書の写し
- (5) 当該住宅の完成写真
- (6) 淡路瓦使用証明書(様式第2号)

(7) 市税納付状況調査同意書（様式第3号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付決定通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、淡路瓦使用屋根工事奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金の交付をしないと決定したときは、淡路瓦屋根工事奨励金不交付通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による奨励金の交付決定を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、淡路瓦使用屋根工事奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者があるときは、奨励金の交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付した奨励金の一部若しくは全額を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月12日告示第10号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に申請がなされた交付決定に係る奨励金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月31日告示第10号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 既存住宅の屋根瓦の葺替工事に係る奨励金は、平成23年4月1日以降に当該工事が完了した住宅について適用する。